

平成25年 第8回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年4月25日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成25年4月25日

東京都教育委員会第8回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第35号議案

第26期東京都立図書館協議会委員の委嘱について

第36号議案、第37号議案及び第38号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 「都立専門高校 技能スタンダード」について

(2) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

(3) 都立高校における防災教育について

(4) 平成24年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成
24年度条件附採用教員の任用について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	次長	庄 司 貞夫
	教育監	高 野 敬三
	総務部長	松 山 英幸
	都立学校教育部長	直 原 裕
	地域教育支援部長	谷 島 明彦
	指導部長	金 子 一彦
	人事部長	岡 崎 義隆
	福利厚生部長	前 田 哲
	教育政策担当部長	白 川 敦
	教育改革推進担当部長	出 張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	廣 瀬 丈久
	人事企画担当部長	加 藤 裕之
（書 記）	総務部教育政策課長	八 田 和嗣

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成25年第8回定例会を開会します。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係は、読売新聞社ほか6社、合計7社から、個人は、合計18名からの申込みがございます。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——入室していただきますが、冒頭、読売新聞社が頭撮りをやりますので、2分ほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

【乙武委員】 委員長、申し上げておきたいことがありまして、これまで1か月ほど参加させていただいて、合議制に対する認識がちょっと甘かったところがありました。事務局から出された提案に対して、ここがおかしいのではないかと疑問に思うところなどに対しての意見を言わせていただければ、それで教育委員としての任務が務まっているのかなと思っていたのですけれども、合議制で、最終的に委員長がよろしいですかと言ったときに、それに対して、はいと言った時点で私が賛同を示したということになり、後に違う場で、あの件に関して私は反対だったのですと言うと矛盾になってしまうと総務部から御指摘をいただきました。そうすると、私の中でもちょっと具合が悪くなってしまうので、今後は納得できていないことに対しては、委員長のよろしいですかという問い掛けに対して、反対ですと述べさせていただくこともあるかと思ひます。

【委員長】 もちろん結構です。その場合は、それで更に合議を重ねて、全体の合意が得られない場合には投票することも過去にやっておりますから、結構です。

【乙武委員】 ありがとうございます。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、山口委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回3月28日開催の第6回定例会会議録については、先日前お配りいたしましたので御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第6回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回4月11日開催の第7回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第35号議案から第38号議案までにつきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件について、そのように取り扱います。

報 告

(1) 「都立専門高校 技能スタンダード」について

【委員長】 報告事項(1)「都立専門高校 技能スタンダード」についての説明を、教育改革推進担当部長、よろしくお願ひいたします。

【教育改革推進担当部長】 報告資料の(1)「都立専門高校 技能スタンダード」についてを御覧ください。

農業、工業、商業のような専門高校で学ぶ生徒の専門性の向上を図るために、専門高校において身に付けるべき技術・技能を明らかにして、社会が求める専門的な技術・技能を確実に習得させることで就職や進学につなげていくことが大切であると考えまして、社会が求める専門的な技術・技能を確実に習得させるとともに、国家資格などの有用な資格や検定の取得の促進を狙いとし、「都立専門高校技能スタンダード」を策定いたしました。

左側の「3 内容」を御覧いただければと思いますが、東京都教育委員会は、農

業、工業、商業の専門高校で習得すべき目標として、次の2つの目標を明示しました。①技能スタンダードⅠでは、生徒に在学中に習得させる専門分野に関する主な技術・技能の習得目標を定めました。②技能スタンダードⅡでは、生徒に在学中の取得を推奨する主な資格・検定を明示しました。

ここで別表を御覧いただければと思います。この別表には技能スタンダードの内容を一部抜粋しております。上段の①技能スタンダードⅠでは、左側の縦軸に、農業科、工業科、商業科、それぞれの学科別に習得すべき技術・技能を個別具体的に明示しております。各学校は、横軸左側にある基礎の指導を踏まえた上で、各学校の実情に応じて、標準、応用、発展の各技術・技能を指導し、習得させていきます。

具体的に、本日は「都立専門高校技能スタンダード」を御用意しておりますので、冊子も見ていただけますでしょうか。ここの中から抜粋しているわけですが、具体的に、6ページ、7ページの農業の分野でございます。そこに食品系と書いておりました、その中で学ぶべき食品製造、食品化学、微生物利用があります。これにつきまして、基礎、標準、応用、発展という形で示しております。例えば、微生物利用については、基礎として、微生物を見るためには光学顕微鏡の正しい操作ができなければいけません。標準では、食品や自然界から微生物を分離して培養していく。そして、菌数がどのくらいあるかを調べられるようにする。応用では、微生物の代謝生産物。例えば、黒かびはクエン酸などを発酵しますので、そういう代謝生産物の実験などをやらせる。最終的には、微生物の同定実験でございます。自然界にある微生物がどういう微生物なのかを調べる、そういう基礎、標準、応用、発展の段階を今回お示ししました。それが①技能スタンダードⅠでございます。

別紙に戻っていただけますでしょうか。

②技能スタンダードⅡでは、生徒に受験を奨励する主な資格・検定について一覧表にし、横軸左側のA欄について、当該学科全ての生徒が目指す資格・検定を示しております。また、B欄、C欄につきましては、各学校の実情や生徒の関心等によって学習を深めていくべき資格と検定を記載しております。

報告資料（1）にお戻りください。

「3 内容」の（2）では、各専門高校では「都立専門高校技能スタンダード

（Ⅰ）・（Ⅱ）」に基づき、自校の具体的な技能スタンダード（Ⅰ）・（Ⅱ）を作成してまいります。その上で、各専門高校は、学校を挙げて組織的、統一的、効果的な学習指導を実施し、生徒の技術・技能の確実な習得及び資格・検定の取得を促進してまいります。

次に、右側の「4 技能スタンダードに基づく「学習指導の流れ」」でございます。各学校は策定した技能スタンダードを基に組織的で効果的な指導を行いまして、資格・検定を受験し、合格の状況によって習得状況を確認するとともに、各単元の実習の終了時等において、技能スタンダードで掲げた技術・技能が確実に身に付いたかどうかについて、生徒一人一人に確認し、評価してまいります。その際、習得が不十分な生徒につきましては繰り返し指導を行い、生徒の専門的な技術・技能の質の保証を図ってまいりたいと考えております。

「5 今後の取組」では、平成25年度につきましては、これらの取組に先行して実施する学校として、表に示した10校を推進校として指定し、取組を推進してまいります。また、企業の御意見を聞きながら技能スタンダードの内容を検証し、必要な改定を図ってまいりたいと考えております。

また、平成26年度には家庭科などの他の職業学科にも取組を拡大し、平成27年度からは全ての専門高校で取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、東京都教育委員会では、左下でございます都立高校学力スタンダードを先月策定し、公表しております。この学力スタンダードとの関係ですが、学力スタンダードは、普通科目と専門基礎科目について、主に知識理解を中心に学習の到達目標を示したものでございます。一方、本日報告しております技能スタンダードは、産業社会から求められる専門的な技術・技能について策定したものでございます。

今後、専門高校では、その図にある4つの円のように、学力スタンダードと技能スタンダードの取組を総合的に行って、これがあいまって生徒一人一人の能力を伸ばし、専門性の向上を図ってまいりたいと考えております。本取組は全国に先駆けた取組で、これによって専門高校の教育の質の保証を図り、必要とされる力を身に付けて、産業社会で通用する人材を育成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 この技能スタンダードというものは今回初めての取組で、それまでは都立の専門高校や他県でもこうしたものはなかったのですか。これをやろうと考えた動機は何だったのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 各学校で教員が独自に資格検定とかを取らせるようにしているのですが、それが学校全体の取組になっておりませんで、特定の先生の力量で、A校では資格が一杯取れているけれども、その先生が異動してしまうと取れなくなるというような事情がありましたので、どこの学校でも、学校が総力を挙げて子供たちに資格検定などを取らせていければと考え、こういうものを策定いたしました。

【竹花委員】 これは事前に、専門高校の先生方の意見をある程度聴取した上で作ったものですか。

【教育改革推進担当部長】 これに関しては、教育委員会と各学校の校長先生、副校長先生、主幹教諭、主任教諭、合わせて40名ぐらいでチームを編成して、この技能スタンダードを作成してまいりました。

【竹花委員】 これを作る過程で、受け入れる側の企業や事業所の皆様方の御意見を聴取する機会がありましたか。

【教育改革推進担当部長】 それにつきましては学校側が企業との話の中でやっておりますが、今後、更に企業と話をしながら、見ていただいて、より良いものにしていければと考えております。

【竹花委員】 分かりました。もうかなり検討していただいて立派なものができると思いますので、後はこれを実施しながら、やはりより良くする努力をしてほしいのです。

その際に考えてほしいのは、農業高校、商業高校、工業高校という境が、今、受け入れる企業の側では徐々になくなってきている。例えば、農業高校といえども、今や農業を工場でやろうというような動きもある。恐らく商業高校も、簿記中心だったものがそうではない時代に入っている。工業もまた、今や3Dで物を作ろうという時代

に来ている。そういう流れの中で、今までの資格とかも多分見直しがなされていくであらうと思いますので、そういう流れを十分踏まえた上で、更に検討していただければと要望したいと存じます。

もう1点、これは口幅ったいようなのですが、この都立高校の改革の推進をめぐって、商業高校、農業高校、工業高校をどう復権するのかということも一つ、私たちの大きな課題、関心事項になっていると思います。教育で、今の時代、やはり社会でしっかり役に立てる人たちをきちんと作ってもらいたいということを私たちは要請されていると思うのですけれども、これまでこれらの専門高校は、もちろんそういう高校もありましたけれども、どちらかというと、学力の低い人たちが、しょうがないから、ここでも行くかという形で行っていた側面も否定できないと思います。卒業せずに途中で退学される方々の割合も、結構高い高校ではないかと思います。そういう点で、私どもは専門校の位置付けをもっと高いものにしていきたいし、何か染みついた——少し敗者になりかかった者が行くような高校だというイメージが定着しかかっている状況もないではないと我々は思っているわけです。それを払拭するためにいろいろな抜本的な検討を加えるということも私どもの課題になっていますけれども、是非とも、そちらも併せてやっていただきたいとお願いしたいと思います。

そういう流れの中で、今、これも一つの切り口で、これがうまくいけば、今後受け入れる企業の側にも、専門高校を受けようとする子供たちの側にも意識の変化が生じ得ると思います。是非ともこういう取組を多くの人たちに広げていただいて、中学校側にも、専門高校は変わるというような宣伝を是非ともお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【教育改革推進担当部長】 かしこまりました。

【委員長】 ありがとうございました。ほかにございませんか。どうぞ。

【乙武委員】 2点あります。1点が質問で、左側の「3 内容」の(2)に示していただいた技能スタンダードを基に自校の技能スタンダードを作成するということですが、各学校が作ったものの決定権は各学校にあるのか、それとも東京都側にあるのか、これはどちらなのでしょう。

【教育改革推進担当部長】 各学校の校長先生に決定権がございます。

【乙武委員】 では、各学校が作ったものに対しては、それはOKとかNGと言う権限はないということですか。

【教育改革推進担当部長】 学校で作っていただきますので、それにつきましては拝見し確認させていただきますが、校長先生が最終的には決定されます。

【乙武委員】 分かりました。

もう1点は意見ですけれども、4の一番右側に「習得が不十分な生徒については、繰り返し指導」と書いていますけれども、これは前々回、学力スタンダードが提示されたときにもお話を申し上げたのですけれども、実際、私が教員として指導している中で、なかなかこちらが望む一定のところまで達しない子供たちに対して、もちろん繰り返し指導することでそこに到達できる子もいれば、その指導方法がそもそもその子に合っていないために、幾ら同じ方法で繰り返しやっても、やはりそこに到達しない子供もいるのです。この書き方だけだと、ラインを定めて、そこに届かないなら繰り返しやる。これだけだと、すごく追い込まれてしまう子供たちがいると思いますので、例えば、習得が不十分な生徒については、指導方法を工夫するなどして到達するよう努力するというような——ただ、同じやり方で、できないおまえらが悪いということではなくて、できるように教えていく側も工夫が必要だというような、配慮のある書き方に変更していただければありがたいと思います。

以上です。

【委員長】 その辺はよろしく願います。いつも申し上げているように、日本の場合には、How to teachというテクニックに関する研究が不足しています。ですから、繰り返しやればいだろうという考え方が大勢を占めているのですが、確かにおっしゃるようなことはあります。そここのところについては、一朝一夕にはうまくいかないと思いますけれども、表現として入れておいていただくことはよろしいかと思えます。

それから、今の質問にも関係するのですが、左側の「3 内容」の(2)に自校の技能スタンダード(I)・(II)を作成し、それをチェックをするというような表現があったのですが、例えば、先ほど御説明があった報告書の6ページの樹木管理のところ、植物の基本的な管理ができるの隣に、^{せん}剪定整枝の必要性を理解し、樹木の樹

形を維持するための^{きん}剪定整枝ができるようにするとあります。私自身もやっていますが、これは結構難しい。という意味でも、結局、先生のノウハウを残していただくということが絶対に必要なのです。それをやっておくことによって、ノウハウを持った先生がいなくなってしまうても、その後の先生がうまくできなくなってしまうということが避けられるので、かなり詳細なマニュアル、つまり、いかに教えるかという、今、乙武委員がおっしゃったようなことも含めて記述してもらって、是非それを残しておいてもらいたいと思います。

【内館委員】 今、乙武委員がおっしゃった教え方を工夫して繰り返し指導するということはもっともだと思います。それで、現実に乙武委員のように教壇に立っていた人にお伺いしたいのは、指導法を考えながら、繰り返し指導するという以外に、習得が不十分な生徒に対する方策というのは、ほかに何か考えられますか。

【乙武委員】 私の場合は小学校で教えていたもので、こういう専門的な技能ではないのですけれども、例えば、漢字がなかなか習得できないお子さんがいた場合、通常繰り返し、繰り返しやることでだんだん力が付いていくお子さんもいます。ただ、認知の仕方に特徴のあるお子さんは、幾ら繰り返しやっても、やはり覚えられなかったりするのです。例えば、そういうお子さんには、偏とつくりを分解して、偏なら偏だけを徹底させて覚えてもらって、次につくりは何種類かあるのだよ、その組合せで成り立っているのだよという、本当に漢字を分解するような手法を通して理解ができる子もいたり、本当にやり方によって、このやり方なら分かるということが出てくるのです。

それは主に、発達障害の傾向があるお子さんは、みんなは繰り返しやればできるところを、それでは全くできなくて、違う方法ならできるというお子さんがいて、これはやはり専門の免許を持っていたり、専門的な研修を受けていたりする先生にお知恵をお借りすることが私も多かったのです。そういった経験があったもので、ただ繰り返しやるだけではなかなか力が付かないというお子さんを見てきたので、漢字であればそういうことであったり、違うやり方でこんなに伸びが変わってくるというのは実感しました。これは学習だけではなくて、例えば、生活面でもすぐに忘れ物をしてしまったり、また教員が説明したことがすぐ抜けてしまうお子さんなんかは、付箋にメ

モをさせて机にぺっぺっと張っていくことで、ぐんと成績が伸びたりということもありまして、このようなちょっとした工夫、教える側の手法の変化というものは、本当に子供にとって大きいのだと感じました。

【教育改革推進担当部長】 今、乙武委員が言われたように、これにつきましては、今年度予算で検討いたします。技術の習得とか、資格の取得をする場合には、やはり効果的な指導法がありまして、そういうのは外部の方などが持っている場合があります。ちょっとしたやり方でぐっと伸びることがありますので、この辺を外部の講師なども活用しながら、先生も勉強し、また子供たちにそれを返していけるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【山口委員】 1点だけ。基本的には、やはり生徒のモチベーションの問題が非常に大きいと思います。先ほど竹花委員がおっしゃられたように、専門高校に目的を持って入ってきている子であれば、そこで努力するというのは通常のケースだと思うのですが、余り目的を持たずに学校を学力で選んでしまったといった場合に、このようなハードルをかけると、それがいい方向に行く場合もありますけれども、やはりやらされていると。これが何に通じるんだ、こういって技能を付けること、技能スタンダードを設けることがどういうふうがいいんだと大人の視線で押し付けるのではなくて、きちんと理解させてモチベーションを持たせることが成果を上げることに繋がると思います。

また、学校もこういうことになってくると、何とかみんなそこまでと一生懸命、逆に追い込んでしまうケースもあると思いますので、子供たちに是非その辺りの説明を丁寧にしていただければ、成果が上がると思います。

【委員長】 ありがとうございます。

冒頭の竹花委員の御発言は、日本の教育の現状を御覧になっての御発言だと思います。いつも申し上げておりますように、世界的に同じような状況になりつつあるのですが、日本では、高等教育が、ある意味でいうと、不当にという表現は適当ではないかも知れませんが、必要性以上にステータスが高くなってしまっているところがあり

ます。誰が本当に日本を支えているかという問題になると、こういう専門高校の卒業生が支えている部分が非常に多い。この点がなかなか定量的に分析できていないというところがあって、それが日本の非常に大きな問題になっています。

ドイツでは、かなり早くから職業課程とアカデミック課程に分けてしまって、職業課程に行った人たちは、きちんとやればその先には必ずいい就職が待っているというシステムを作っています。だからこそ、ドイツがヨーロッパの国の中で一番安定している。日本もそういうふうな方向をよく考えていかなければいけないと思います。そういう意味でいうと、東京都がほかに先駆けて技能スタンダードを作るということは非常に大きな意味があるのではないかと思います。

よろしいですか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については報告として承りました。

(2) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【委員長】 報告事項(2)第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 (2)第1回東京都教科用図書選定審議会の答申についてでございます。

本日御報告しますのは、義務教育諸学校の教科書の採択方針でございます。この義務教育の教科書の採択につきましては、いわゆる義務教育教科書無償措置法に、教科用図書選定審議会に意見を聞かなければならないという規定がございます。そこで、何を聞くかということをお年3月28日の第6回教育委員会で決定していただきました。

2枚目を御覧いただけますでしょうか。ここにこの決定に基づいて諮問した3点を示しております。「1 教科書の採択方針について」、「2 教科書調査研究資料について」、「3 平成26年度使用教科書採択(都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について」の3点でございます。このうちの「1 教科書の採択方針について」の答申が4月16日付けであります。

たので、その内容の御報告をいたします。

まず、「1 教科書採択に当たっての留意事項について」は、東京都教育委員会が採択する際の留意事項であるとともに、区市町村教育委員会が採択する際にもこの留意事項に沿ってくださいということを指導、助言していくという規定で、(1)から(4)までございます。

(1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと、以下(4)のなお書きまで、昨年度の答申と変わりございません。

今回、この「また、協議会等における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。」の1文が新しく加わっております。この背景は、義務教育教科書無償措置法では、東京都教育委員会が採択地区を決定しなければならないということ、採択地区では同一の教科書を使うという規定でございまして、同一でない場合は、子供たちには無償で教科書を措置されないということでございます。「なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合」とございますが、東京都においては、3枚目の横の参考資料の右側に西多摩地区、大島地区、三宅地区、八丈地区の4地区が該当いたします。この4地区では、それぞれ町、村がありますが、それぞれの採択地区で同一の教科書を採択するように協議会を設置するというところでございます。

今回、この「また」の1行が加わった背景には、昨年9月28日に国から「教科書採択の改善について」という通知が出ておりまして、この中に、複数の教育委員会で同一の教科書を採択するとき、その協議が調わなかった場合の手続、どうしたらこの教科書にしようという合意形成ができるか、このようなことはあらかじめ教育委員会間で調整してほしい、そういうことを指導してくださいということが新たに盛り込まれております。その背景を受けまして、答申においてはこの1行が加えられたということでございます。

ちなみに、東京都では、先ほど申し上げた4つの地区で同一の教科書にならなかったことはございません。これが「1 教科書採択に当たっての留意事項について」でございます。これが本日了解されましたならば、直ちに区市町村教育委員会等に通知してまいりたいと思っております。

次に、「2 学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の調査研究に

ついて」でございます。この一般図書というのは、特別支援学校の小学部、中学部、特別支援学級などで使用する、いわゆる教科書ではない絵本などを指しまして、これについて調査研究をするという内容でございます。今年度は、小・中学校教科書の採択替えはございませんので、都教委では従来から採択替えのない年は一般図書の調査研究をすることとしております。

(2) の学習指導要領の各教科の目標を踏まえること、子供たちの障害の状態や特性を考慮すること、ア、内容、イ、構成上の工夫について調査研究をすることについては、昨年度と変わりはありません。構成上の工夫とは例えば、絵本が見開きになっている、開けると飛び出してくる、布を触ると形が分かるようになっている、絵の大きさ、文字の書体、耐久性などについて、様々な角度から調査研究をしております。これらについて、併せて検討していくということでございます。これについて御了解が得られましたならば、直ちに調査研究を開始してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【乙武委員】 不勉強で申し訳ありません。この採択地区を構成している区市町村は、当然行政上のものだと思うのですが、この採択地区というのは、誰が決定しているのかということが1点。

東京都では、ばらけている構成区市町村で意見が一致しなかったことはこれまでなかったのですが、問題はないと思うのですが、例えば、一致しなかった場合、この西多摩地区を採択地区1個とするのではなくて、瑞穂町地区、日の出町地区、檜原村地区、奥多摩町地区と4つに分けてしまうことに何か問題があるのでしょうか。2点お聞かせ願えればと思います。

【指導部長】 1点目の採択地区の決定でございますが、これは義務教育教科書無償措置法によりまして、東京都教育委員会、都道府県教育委員会が決定することという規定がございます。

それから、今、乙武委員がおっしゃられた町や村ごとに分割できないのかというこ

とでございますが、この地区というのは、主に郡単位の分割が、義務教育教科書無償措置法の規定であります。大島地区、三宅地区、八丈地区の場合は、いわゆる支庁ごとの単位で郡に準じて分けるという規定がありまして、郡以下の分割はできないという規定がございます。

【乙武委員】 法律で決まっているのですか。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 その趣旨は何だったのですか。

【指導部長】 同一の教科書を採択するというのは、実は義務教育教科書無償措置法の規定以前に、例えば、前はこういう教科書を使っていたけれども、近隣の町から村へ転居した場合、全然違う教科書を使っていると学習の連続性が担保されないということ。また、町や村というのは、大体それぞれの教員の研修、研究が行われていますが、教科書がばらばらですと、授業を見ても在籍する学校の教科書と全然違う授業を見るというような、研究が進まないということもございまして、義務教育教科書無償措置法以前の段階から、少なくとも近隣の地区については同一であった方がいいということは課題としてございまして、こういう指導がなされてきました。

【委員長】 よろしいですか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承りました。

(3) 都立高校における防災教育について

【委員長】 次に、報告事項 (3) 都立高校における防災教育についてです。説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 (3) 都立高校における防災教育について御報告をいたします。

これは小・中学校も含めてですが、東京都の防災教育の大きな狙いというのは、この一番上に示しているとおおり、まずは自分の命を守る、次に身近な人を助ける、更に避難所の運営など地域に貢献できるという、いわゆる自助、共助、公助の三つの段階で子供たちを育成していくというものでございます。

本日は、都立高校が昨年度実施しました一泊二日宿泊防災訓練と防災教育推進校の

取組、そしてその改善の取組、今年度どうしていくかということについて御説明をいたします。

説明に入ります前に、平成23年度以前の高校における防災教育と申しますと、一般的に、例えば、理科室で実験中に火災が発生しましたという放送が流れまして、その放送が流れると生徒が一斉に校庭に集合し、消防署の方に講話をいただいて終わるといふ、火災を中心とした避難訓練がほとんどでございました。ところが、東日本大震災が発生し、これまで学校が行ってきた訓練内容では不十分であり、地域と連携した防災訓練の必要性を学校に伝え、各学校の取組も変わってきてはありました。実際に、約2割の学校が地域と連携した防災訓練を始めておりましたが、残り8割の学校はまだ着手できていないという背景があり、平成24年度から全校でこうした取組を展開していこうということで始めたものでございます。

まず、1点目の一泊二日宿泊防災訓練ですが、これは定時制、通信制課程を除く179校全校で実施いたしました。この写真は訓練の様子を示したのですが、教室で就寝したり、アルファ化米にお湯をかけてふやかしているところを写したものです。主な体験活動は、講演会、AEDの体験、搬送訓練などございました。連携先は所轄の消防署が圧倒的に多く、一部ではありますが、地域住民と一緒に訓練を行うとか、防衛省自衛隊東京地方協力本部の協力を得た学校も4校ございました。

成果としては、心肺蘇生法など応急手当の技能が身に付いたという成果がある反面、課題としては、学校が避難所となった場合を想定した訓練を行った学校は約1割、23校にとどまりました。また、例えば、川沿いとか、海に近いとか、それぞれの学校の環境や実態を踏まえた訓練を実施した学校も約1割の18校にとどまっております。これを今年度は改善していこうということでございます。

右側を御覧ください。平成25年度は178校全校で実施してまいります。月別の予定を見ますと、上半期の9月までに8割の学校が実施する予定でございます。

1枚めくっていただきますと、今年度の各学校別の予定が別紙のとおり示してございまして、4月19日までに行った小平西高までは既に実施しております。括弧内の数字は学年で、8割以上、86.5パーセントの学校が1年生で実施する予定で、大体9月までに実施する学校が多いことが分かります。実施学年が（4）と示されているもの

は、中等教育学校の後期課程4学年、つまり高校1年生に該当するというところでございます。

1枚目に戻りまして、今年度の宿泊防災訓練は、学校が避難所や帰宅支援ステーションになった場合を想定した訓練は、まだ8割の学校で行われていなかったことから、これを想定した訓練に着手する、あるいは、小・中学校、地区の総合防災訓練と連携して、軌を一にして行うなど、各学校が様々な工夫をして実施することが狙いとなります。

続きまして、中段の防災教育推進校でございます。この事業は、資料に示した12校で実施いたしました。主な取組は、消防庁消防学校で二泊三日の宿泊防災訓練を行ったというのが最大の特色で、上級救命講習、D級ポンプ放水訓練、けが人を救急搬送する訓練などを実施いたしました。普通救命講習というのは成人を救命する3時間の講習ですが、上級救命講習というのは乳幼児の救命処置まで含めた8時間の講習で、資料のとおり、12校で2059名全員が技能認定されております。

それから、D級ポンプは、災害時に使う、写真で示すとこのような小型の初期消火に使うための非常用のポンプで、ポンプにホースをつないでからエンジンをかけて給水し消火するもので、消防学校ではこの放水訓練なども経験しております。

その他、防災訓練というと、多くは教員が計画して、それを生徒が行っていくというものでございましたが、防災活動支援隊の生徒が訓練を企画して行い、実施しております。また、福島、岩手、宮城といった被災地にも、教員や生徒が行った学校がございました。成果は先ほど申し上げたとおりで、被災地視察などを教材化した学校もございます。

ただ、課題としては、消防学校に一手に引き受けていただきましたが、様々な公助の機関がございますので、このような機関に連携を拡大していくとか、生徒の意識を更に高揚していきたいと思っております。右側は今年度の取組でございます。今年度は推進校を15校に拡大し3校増やしまして、新たに、島しょ地区の三宅高校、神津高校にも参加してもらい、事業を進めてまいります。

内容としては、消防庁消防学校をはじめ防衛省自衛隊東京地方協力本部との連携も更に継続して、今、調整中でございます。

また、災害時支援ボランティアへの加入の更なる促進にも取り組んでいます。この災害時支援ボランティアの加入はそれぞれの消防署が実施しているもので、15歳以上で救命救急講習の技能認定を受けていることが条件でございます。これが昨年度の12校では生徒約20名程度の加入でしたので、加入の数をもっと上げていくため、15校で1校10名、150名まで、この加入の促進をしていきます。登録する消防署は、学校の近くの消防署だけではなく、自宅近くの消防署も可能ですので、この加入を推進してまいりたいと思っております。

また、一番下の左側でございますように、生徒による防災サミットを開催します。昨年度は教員向けの研修会でしたので、今回は小・中学生と一体となって、高校生が中心となって生徒同士で交流する防災サミットを本年12月に開催、生徒も教員も意識を高めていきたいと思っております。

最後に、平成26年度以降ですが、この防災教育推進校の事業は今年度で終了予定でございます。せっかくここまでやっておりますので、消防庁、消防署との連携、今後進めてまいります、防衛省自衛隊東京地方協力本部との連携などは引き続き継続して、先ほど申し上げました学校の地域や自宅近隣の地域の両方で力を発揮できるような策を更に進め、人材を育成していきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【内館委員】 今、途中まで説明を聞きながら、これは年に2回はやるべきだと思っていたのですが、これでおしまいである、連携の継続で進めていくと。大体、連携の継続、重く受け止める、認識しているという場合は、ろくでもないことが多いのです。ですから、本当にこれを続けていくのかどうかを考えていくことが大切だと思うのです。というのは、私と竹花委員は、昨年こういう防災訓練に出ているのです。二人ですごく頑張ったのですけれども、その時に感じたのは、どうしてもすぐ忘れやすい。それで、私はこれを見ていて、AEDと応急手当、搬送訓練みたいなことは、せめて――地震で揺れるあれには1回乗れば十分で、毎回乗る必要はありませんけれども、何かそういうことはある程度続けて体に覚えさせておかないと、いざとなったと

きに忘れるのではないか。連携して継続していく、重く受け止める、スピード感を持ってみたいな、どこぞの政治家がよく言うようなあれでは、私はどうも信用できないのです。こういうことが実際にあちこちで、今回も地滑りがあったり、いろいろなことがありますから、これはもう少し真剣に考える必要はないのでしょうか。

【指導部長】 御指摘のとおりかと思えます。一泊二日宿泊防災訓練は平成26年度以降も実施していく予定ですが、申しあげましたように、実は今まで地域と連携していなかった都立高校が、これをきっかけに生徒と教員がかなり地域と結び付きを強めるようになってきております。せっかくこういう取組がありますので、一泊二日宿泊防災訓練はもちろん続けるとして、それ以外の地域で行う訓練とか消防署が行う事業についての生徒の更なる加入とか、平成26年度以降の取組については様々な仕掛けを積極的に考えていきたいと思えます。

【内館委員】 様々な仕掛けについて、また平成26年度以降、この席で質問申し上げますので、どういうことをやっていらっしゃるか、具体的に教えていただければと思います。というのも、本当は、こんなことは使わなければ一番いいわけで、事件、事故がない方がいいわけです。だから、どうしても面倒になってしまうし、後回しになってしまうこともあると思います。ただ、これはやはり大事なことだと、参加してみte思いました。ですから、仕掛けをよろしくお願いします。

【指導部長】 分かりました。検討させていただきます。

【委員長】 よろしく申し上げます。ほかによろしいですか。

【山口委員】 東日本大震災の後、防災の意識が私たちも含めて非常に高まっていることは感じるのですが、ただ、実際には大きな災害でなくても、日々、事件や事故に巻き込まれる危険を生徒の皆さんは持っており、私は町を歩いていて、子供たちの安全に対する意識が少し低いなと感じることがございます。例えば、音楽を聞きながら自転車に乗った場合は、それは五感の一つを遮断しているため、私が車で後ろを走っていても気付かないのです。ですから、自分の命を守るというのは、このような訓練が大きな災害ではなくて、何か起きたときにではなくて、日常的に日々そうなんだというところにつながっていくような、また、身近な人を助けるといったことでも、災害が起きなくても、そういう意識を子供たちに持ってもらいたいので、何か起きた

ときに訓練をするのではなくて、日常生活に戻ってくるような……。よく運動部の生徒が、遠くの運動部の先生には挨拶するけれども、近くの先生には挨拶しないというお叱りを受けます。子供たちは教えられると割ときちんと聞くのですけれども、言われないと気が付かないことがあるので、是非、災害というのを大きなものと捉えずに、講演などでもそういったところに触れていただけるように御指導いただければと思います。

【指導部長】 ありがとうございます。今回は防災教育について説明させていただきましたけれども、実は高校生の自転車登下校の事故は増えております。それから、特に小学生の登下校の安全、いわゆる生活安全です。このような交通安全、生活安全、そして災害安全と三位一体の安全教育プログラムは作っておりまして、それぞれ重要なので、全て学校にやっていただくようお願いしております。ただ、今回は防災訓練ということですので、山口委員御指摘のとおり、安全教育をトータルで進めてまいりたいと思っております。

【乙武委員】 今、山口委員の御指摘はそのとおりだと思っていて、私が勤務していたのは杉並区だったのですけれども、杉並区では、セーフティ教室とあって、小学校3年生を対象に警察の方が体育館まで来てくださって、不審者に声を掛けられたら、どのような行動を取ったらいいのかということ、子供を指名して前に出てきてもらって、実際にその場で声を出してもらったところ、それぐらいの声では聞こえない、もっと大きな声だよとか、すごく事細かに、具体的にしてくださった。後は、自転車教室というのも警察と連携でやっていて、コーンを置いて八の字に丁寧に回らせたり、止め方はこうでは駄目で、こういうふうに止めないと迷惑になるよとか、いろいろな指導をしていただいて、杉並区ではそういったことをかなりやっておりました。

【指導部長】 今、乙武委員のおっしゃられたセーフティ教室は、実は、東京都教育委員会が小学校から高校まで、特別支援学校も含めて全校で展開しておりまして、今言った交通安全も登下校の安全もそれぞれ発達段階と学校に即して実施しております。これも併せ、更に充実を図ってまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【委員長】 ほかにどうぞ。

- 【竹花委員】 一泊二日宿泊防災訓練は、学校に宿泊するわけでしょう。
- 【指導部長】 そうです。
- 【竹花委員】 では、毛布の調達とか、子供たちは、大体どこで寝るのですか。
- 【指導部長】 教室や体育館が大半です。冬ですと寒いですがけれども、大体教室か体育館です。
- 【竹花委員】 それで子供たちは寝るのですか。
- 【指導部長】 はい。起きていた生徒もいるかもしれませんが、寝るように、指導しています。
- 【竹花委員】 東京都教育委員会の職員は、一緒に行ったりしているわけですか。
- 【指導部長】 はい。学校の教員もそうですけれども、東京都教育委員会の指導主事も一緒に宿泊しています。
- 【竹花委員】 学校は、みんな嫌がっていませんか。これは生徒も先生も嫌がっていませんか。
- 【指導部長】 先ほど申し上げたように、心肺蘇生法とか応急手当とか、あるいは、寒かったけれども、実際被災したらこんなものではないだろうとか、そういうプラスの声が大半でしたが、やはり寒くて嫌だった、つらかったといった声は、一部の生徒からはございました。
- 【竹花委員】 実施日を見ていると、大体金曜日から土曜日、場合によっては土・日曜日ということですがけれども、学校の教育課程の中ではこれはどう扱われているのですか。
- 【指導部長】 特別活動の学校行事の中で教育課程に位置付けて実施しておりますので、多くは午前中授業をやって、3時ぐらいから警察や消防庁の方に来ていただいて、宿泊する流れです。
- 【竹花委員】 翌日は何をやるのですか。
- 【指導部長】 翌日は、この一泊二日宿泊防災訓練のまとめということで、消防庁の方から講話をいただいたり、これをやってどうだったか、もっとこうしたらいいのではないかという話を生徒同士で行ったりして終了します。
- 【竹花委員】 大体、生徒は大体だらだらしないで、きちんとやっているのですか。

か。そんなことを聞いたら、きちんとやっていると言うのでしょうか。

【指導部長】 目的が目的ですので、先ほど申し上げた理科室から火が出ましたと
いって、校庭に向かう訓練とは違って、被災した際の非常食、備蓄食を食べたり、教
室など、ふだん寝ないような所で寝たり、薄い毛布1枚で寒い中寝たりする訓練もし
ますので、今までの訓練とはかなり違った訓練内容です。

【竹花委員】 分かりました。こういうのは、大人のお仕着せで、何かやらなけれ
ばいけない、一泊二日だといってやっているけれども、やらされている先生や生徒が
げんがりしているということもあるのです。私、げんがりしていないかどうか、1回
見に行ってみましょう。

大事なことは内館先生のおっしゃるとおりで、私もそういう果敢なる仕事を長くし
てきたけれども、AEDの使い方一つもなかなか簡単ではないですよ。本当にもう忘
れました。それも含めて、災害国日本ですから、これは生きる力の重要な要素だと思
いますので、しっかりやってくれればと私は思っていますので、よろしく願いいた
します。

【指導部長】 はい。

【委員長】 直接、今の議論に関係ないのかもしれませんが、先ほど山口委員が少
し御指摘になった日本人のセキュリティー感覚の問題です。最近は何れ若い人と一緒
に海外出張をする機会がないのですが、若い人と国際会議等に行きますと、若い人の
外国におけるセキュリティー感覚のなさは驚くばかりです。そういう意味では、日本
は平和な国だということなのでしょうが、私などは外国に行くと、どこかに悪いやつ
がいるのではないかと行ってキョロキョロしているので、一遍も被害に遭ったことは
ありません。それに比べると若い人は被害に遭うことが非常に多い。その意味でも防
災も含めてセキュリティー感覚というものをもう少し真剣に考えてみる必要があるの
ではないかなと思います。山口委員は、度々海外で試合をされて、多分同じようなこ
とを感じておられるのでああいう発言をされたのだと思いました。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それで
は、この件については報告として承りました。

(4) 平成24年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成24年度条件附採用教員の任用について

【委員長】 報告事項(4)平成24年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成24年度条件附採用教員の任用について、説明を、人事部長、よろしく申し上げます。

【人事部長】 それでは、報告資料(4)平成24年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成24年度条件附採用教員の任用について御報告いたします。

初めに、「1 平成24年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等について」でございます。

まず、右側の図で認定までの流れを御説明いたします。この制度は、指導力不足等の理由により児童・生徒を適切に指導できない教員につきまして、指導力の改善、向上のための研修を行いまして、学校への復帰の可否等を決定するものでございます。

東京都教育委員会は、都立学校や区市町村立学校からの申請を受け判定会を行い、左の指導力が不適切である教員、右の指導に課題がある教員の2つに分けて認定をいたします。指導が不適切である教員は、学校において日常的に児童等への指導を行わせることに支障がある場合に認定するものでございまして、該当者は東京都教職員研修センターにおきまして指導力不足教員指導改善研修を実施し、その結果により、認定を解除して学校復帰させるか、研修を継続するか、不適切であるかを決定します。この場合には、この右側の下のところに矢印が続いておりますけれども、最終的に分限免職とする場合もございます。右側の指導に課題がある教員は、指導が不適切である教員ほど日常の指導に支障はないものの、指導方法等に課題が見られる場合に認定するものです。

資料の左側、平成24年度の認定状況についてですが、太線囲みのA欄、指導が不適切である教員に認定した者が4名おります。B欄はそれより軽いということですが、指導に課題がある教員は、該当はございませんでした。

4名の認定者のうち、ア欄の2名は研修中に退職いたしました。イ欄の指導の改善

の程度に関する認定等を受けた者の2名の認定結果の内訳は、(ア)の1名は、本研修により課題であった生徒理解や指導方法の面で改善が図られ、認定を解除し、所属校に復帰しております。また、(イ)の1名は、精神を患いまして研修を受講できず、平成25年度に研修を継続させることといたしました。

平成24年度の認定者4名は、平成13年度に本研修を開始以来、最少の人数となっております。全国的にも指導力不足に認定される教員は減少傾向にはございますが、東京都教育委員会としては、学校現場にはまだ指導力不足が疑われる教員が存在すると考えておりました。今後、区市町村教育委員会等と意見交換を行いながら、指導力不足等教員の申請につなげるための方策を検討してまいります。

報告資料の2枚目「2 平成24年度条件附採用教員の任用について」を御覧ください。

条件付き採用期間は、一般の公務員は6か月でございますが、教育公務員には特例法がございまして、1年とされています。その間、学習指導力、生活指導力など様々な角度から能力、熱意、実績を評価し、教員に必要な資質、能力を有しているかを確認します。課題のある教員については、管理職が教育委員会と連携し、授業観察や面接を通じて、特にきめ細かい指導を行って育成をしております。

枠で囲まれた平成24年度の欄の(1)条件附採用教員数は新規採用教員数のことで3,590名ございました。そのうち1年後の平成25年度の正式採用者数は3,492人、差引き、正式採用とならなかった者が98人おりました。採用数に占める割合は一番下ですが、2.7パーセントでございます。東京都では例年3パーセント前後で推移しており、全国平均は1.1パーセントございました。

この98人のうち、(ア)年度途中の自主退職者は77名で、その内訳は、病気による者が35名、他県の教員などに転職した者が21名、結婚や介護等の家庭事情による者が5名となっております。また、(イ)懲戒免職となった者が1名で、これらの合計78名を除いた者を評価の対象とします。そして、最終的に(ウ)正式採用「不可」と判断した者は20名となり、そのうち19名は、その後自主的に退職願を出しましたが、1名は退職願を出さなかったため職を免じたものでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問はございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

5月23日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程でございます。次回は、定例ですと第2木曜日の5月9日でございますけれども、現在、案件なしでございます。したがって、次回の定例会は5月23日木曜日、午前10時から教育委員会室での開催を予定しております。

以上でございます。

【委員長】 ただいま説明があったとおり、5月9日は、例年そうですけれども、議題等はない見込みでございますので、この場で5月9日の教育委員会は開催しないということにしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように決定させていただきます。

日程以外の発言

【竹花委員】 その他の案件で発言をさせていただきたいのですが、よろしいですか。

昨日、木村委員長と乙武委員とともに、横浜で行われました1都9県の教育委員会全員協議会に出席してまいりました。毎年1度行われているもので、私自身も3年振りぐらいに参加したものであります。協議事項が、いじめ、体罰への対応についてと、教育委員会制度についてでございました。分科会が設けられ、結構突っ込んだ各

県の実情の紹介や課題の指摘等がございました。

1点だけ申し上げておきたいのは、東京都がいじめ、体罰への対応について、この間、事務方が非常に迅速に総合的な対応を取ってきたことが、他県の対応と比べても非常によく分かりまして、事務方のこれまでの取組に感謝いたしたいと思ひますし、よくやってくさいましたということで紹介しておきたいと思ひます。

他県の方々も、もちろん私どもと大きくは変わらない対応を取っておられまして、いじめの問題、体罰の問題についても、それぞれが非常に大きな心配をして取り組んでおられる状況がよく分かりました。私どもがこれまで取ってきた対応は、今後も継続して行われるものが大半でございますので、我々がよくやったかどうかというのが問題ではなくて、その結果、いじめや体罰の問題が解決されていくことが大事でございますので、今後も関係者はこれらの対策を地道にしっかりと行っていただきたい。体罰についてはまだまだ途中でありますけれども、よろしく願ひいたしたいと存じます。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、引き続き非公開の審議に移ります。

(午前11時12分)